

第8章

国家間における紛争解決、ビジネス環境整備

＜国家間における紛争解決＞

(1) ルールの背景

一般的に、地域貿易協定（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement））、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）等）や二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）には、協定の解釈及び適用に関する国家間の争いを解決するための規定が設けられている。このような規定は、実際の紛争に解決の手段を与えるだけではなく、締約国による協定の履行を促し、もって協定の実効性を担保する重要な役割を担っており、我が国が締結したすべてのFTA/EPA及びBITには、何らかの国家間紛争の解決に関する条項が置かれている。このFTA/EPA及びBITにおける「国家対国家」の紛争解決手続については、「投資家対国家」の紛争と比較するとその利用頻度は大きくない（NAFTAを例にとると、これまで全124件が紛争解決手続に付託されたが、そのうち「国家対国家」の案件は10件（19章に基づく案件が7件、20章に基づく案件が3件））が、国家間で紛争が生じた際の有効な解決のためのツールとして位置づけられている。

多くの協定の紛争解決条項は、WTOにおける紛争解決手続と同様、国家間で争いが生じた場合、①当該紛争案件について当事国が協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は、協定の定める紛争解決手続に当該問題を付託して判断を求

め、③紛争解決機関は問題を審理して拘束力のある決定（判決）又は勧告を下し、④被申立国は当該決定に従い協定違反とされた措置の是正又は賠償を行う、又は勧告を前提に協議を再開するとの仕組みが多く採用されている。しかし、一方、このような紛争解決条項の個別具体的な規定ぶりについては、締約国間における様々な政治的・経済的背景を反映し、多種多様であり、それら条項の規定ぶり及びその傾向を正確に把握することは、我が国の貿易投資政策の観点のみならず、多角的な海外展開を活発に行う我が国企業にとっても重要である。そのため、以下では、主に米国、EU等主要市場経済国及び新興経済国が締結しているFTA/EPA及びBITの紛争解決条項を分析するとともに、我が国が締結している協定と比較する（分析を行った協定の一覧については後掲図表8-1を参照）。

(2) 法的規律の概要

①国家間紛争解決に関する手続の形態とその類型

国家間の紛争解決手続に関する条項を、FTA/EPAとBITというカテゴリーに即して比較した場合、全体的な傾向としては、FTA/EPAが手続を比較的詳細に規定しているのに対し、BITにはかなり簡略な規定しか置かれておらず、個別事項の規定ぶりを見ても、FTA/EPAには規定さ

れているがBITには規定がない項目が少なくない。

しかしながら、紛争解決手続の中核的な規定である、締約国が単独で当該紛争について紛争解決手続に拘束力のある決定を求める権利は、多くの協定において規定されており、この点が数あるFTA/EPA及びBITの間での重要な共通項となっている。一方、この「紛争解決手続への紛争の付託」については、当該紛争解決手続の性格や付託の仕組みによっていくつかの類型に分類することが可能である。以下ではFTA/EPA及びBITのそれぞれについて分類を試みよう。

(a) FTA/EPA

FTA/EPAにおいて紛争解決機関が拘束力のある判断を行う手続については、大別して3つの類型がある。

第一の類型は、NAFTA（北米自由貿易協定）に代表されるように、案件ごとに設置・選任され、案件を検討するパネル（仲裁人によって構成される）の判断を求める権利が各締約国に認められている「仲裁型」の手続である。我が国が締結しているFTA/EPAはすべてこの形式を採用している。他国におけるFTA/EPAで典型的な例としては以下のものが挙げられる（括弧内の条項は該当する規定）。

- NAFTA（米国、カナダ、メキシコ）（2004条、2008条）
- FTAA（米州自由貿易地域※第3草案：キューバを除く南北アメリカ34か国）（23章11条）
- 韓国—シンガポール（20章20.6条）
- 豪州—シンガポール（16章4条）
- タイ—ニュージーランド（17章17.4条）

これに対して、第二の類型は、締約国政府の代表者から構成される機関（Council, Commission等）に問題を付託し、当該機関が問題を検討して決定又は勧告をする「理事会型」の手続である。典型的なFTA/EPAとしては以下のものが挙げられ

る。

- バンコク協定（バングラデシュ、インド、韓国、ラオス、スリランカ、中国）（16条）
- SAARC（南アジア地域協力連合：インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン）（20条）
- EC—ノルウェー（29条）

第三の類型は、この中間的な存在である。具体的には、第二の類型のように加盟国政府の代表者から構成される機関をまず前置し、そこで解決されない紛争について、第一の類型と同様に、仲裁手続等の司法的な紛争解決手続を設けるとする、いわば「ハイブリッド型」の手続である。典型的なFTA/EPAとしては以下のものが挙げられる。

- US—ヨルダン（17条1項(b)及び(c)）
- EC—モロッコ（86条2項及び4項）
- 欧州協定（EU及び中・東欧諸国）（114条2項及び4項）
- コトヌー協定（EU及びACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国）（98条1項及び2項）
- EFTA（ヨーロッパ自由貿易連合：ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド、スイス）（47条及び48条）
- EEA（欧州経済領域：EU及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）（111条1項）
- CACM（中米共同体市場：エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）（26条）
- Andean Community（アンデス共同体：ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）（47条及びTreaty establishing the Court of Justice 24条）
- ASEAN（東南アジア諸国連合：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）（8条。司法的手続につ

いてはASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism)に規定¹⁾

上に挙げた事例の多くは、締約国政府の代表者から構成される機関において問題を解決できない場合に、アド・ホックに設置される仲裁廷に問題を付託できるとする。これに対して、Andean Community及びEEA（文言上はE E C条約等と実質的に同一の規定が問題となる場合に限定されている）は、係る機関において問題を解決できない場合は、域内に設置された常設裁判所に提訴できるとしている（Andean Communityでは協定上の紛争事項を解決する常設裁判所、EEAでは欧州司法裁判所（the Court of Justice of the European Communities）を指定（但し、EFTA諸国間の紛争はEFTA裁判所に付託））。

このように、FTA/EPAの紛争解決条項は、紛争解決機関を、アド・ホックに選択される仲裁人で構成される、より司法化された組織とするもの（仲裁型）、締約国の代表者から構成される政治色の強い組織とするもの（理事会型）及び政治的機関において解決できなかった場合にのみ仲裁人による仲裁に移行することを認めるもの（ハイブリッド型）の三類型に大別できるが、全体的な動向としては、多くのFTA/EPAは「ハイブリッド型」を採用する傾向にある。例えば、米国において、典型的な仲裁型であるNAFTAはむしろ例外であり、これ以外の協定はすべてハイブリッド型を採用している。また、1980年代までは理事会型が中心であったEUの締結した協定においても、1990年代以降に締結された協定の大多数はハイブリッド型を採用している。

これに対して、日本のEPAはすべて仲裁型を選択している点が特徴的であり（日本—マレーシア（日マレーシア）13章、日本—メキシコ（日メ

キシコ）15章、日本—シンガポール（日シンガポール）21章、日本—フィリピン（日フィリピン）15章、日本—チリ（日チリ）16章、日本—タイ（日タイ）14章、日本—ブルネイ（日ブルネイ）10章、日本—インドネシア（日インドネシア）14章、日本—ASEAN包括的経済連携（日ASEAN）9章、日本—ベトナム（日ベトナム）13章）、また、他国が結んでいる協定と比べ、比較的詳細な手続規定が置かれている。このように司法化された紛争解決手続を指向する特徴は、我が国と同じく2000年前後からFTA/EPA締結に向けた取組を強化しているシンガポール、韓国にも見ることができる（チリ—韓国（19.6条1項）、韓国—シンガポール（20章20.6条）、シンガポール—ニュージーランド（61条1項）、豪州—シンガポール（16章4条）、チリ—ブルネー—ニュージーランド—シンガポール（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）（15.6条1項）等）。

(b) BIT

一般的に、BITにも国家間の紛争解決手続が規定されている。手続の類型としては、仲裁型（協議及び仲裁手続）が規定されているケースが大半である。

②個別的手続の特徴

前述のとおり、国家間の紛争を解決するための手続は、①当事国間協議、②仲裁手続への紛争付託、③仲裁裁判所による拘束的決定、④被申立国による措置是正又は賠償、というWTO紛争解決手続に類似した仕組みを採用しているが、個々の手続の規定ぶりは協定により様々である。

以下では、WTO紛争解決手続においても手続の実効性・機能性を担保する上で特に重要な要素である下記の個別手続について、各国協定の特徴

1 上記Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Areaの8条においては理事会型が採用されているが、当該協定に関して生じた紛争に対しても上記ASEAN Protocolが適用されているところ（ASEAN Protocol 1条1項、同Appendix Iの15）、このASEAN Protocolにおいては仲裁型が採用されている。元の理事会型手続が廃止されたことを明確に示す資料は見当たらないため、両者が併存するとの理解の下、あえてASEANをハイブリッド型に分類した。

とその類型を分析するとともに、我が国が締結している協定との比較を行う（紛争解決手続の流れ

については、我が国が締結したEPAのフロー図（図表8-2）を参照）。

＜分析を行った個別協定の各側面＞

- (a) 紛争解決手続に付託できる案件
- (b) 協議前置義務の有無
- (c) 紛争解決手続に適用されるルール
- (d) 時間的制限
- (e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後
- (f) パネリスト・仲裁人の選定方法
- (g) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法
- (h) 上訴手続
- (i) 仲裁判断の履行担保手続
- (j) 対抗措置

(a) 紛争解決手続に付託できる案件

(i) FTA/EPA

FTA/EPAにおける紛争解決組織に付託できる案件については、以下のとおり大別できる。

- ①当該協定の解釈及び適用に関する案件とのみ規定するもの（CACM（26条）、「EC—ノルウェー」（29条）、コトヌー協定（98条1項）、ASEAN（8条2項）等）
- ②協定の解釈・適用に加えて、当該協定に違反しない措置についても、当事国の協定上の利益が無効化されているとして、当該措置に関する案件を付託すること（いわゆる非違反申立て）を認めるもの（CARICOM（187条）、NAFTA（2004条、ただし分野に制限あり）、「韓国—シンガポール」（20章20.2条1項、ただし分野に制限あり）等）

我が国の締結しているすべてのEPAは、仲裁裁判所の設置要請について、被申立国が協定に基づく義務の履行を怠った結果又は義務に反する措置をとった結果、申立国の協定に基づく利益が無効化・侵害されたことを条件としていることから（つまり、非違反措置については申立てができない）、上記①の類型に該当する。

上記のとおり付託事項の射程を定める一方、締約

国にとってセンシティブな分野又は司法的解決がなじまない分野を留保するため、特定の問題については紛争解決手続を適用しないとの規定を置く協定も多い。日本が締結しているEPAにおいても、例えば、日マレーシアにおいては、強制規格・任意規格・適合性評価手続、衛生植物検疫措置、知的財産の分野における協力、反競争的行為の規制、ビジネス環境の整備及び協力に対しては紛争解決手続に関する規定を適用しないと規定されている（67条、72条、128条3項、133条、138条及び144条）。同様に、日シンガポールにおいては、競争及び証券市場・証券派生商品市場に関する情報の共有における協力が（105条及び107条3項）、日メキシコにおいては、投資に関する措置の一部、ビジネス環境の整備及び二国間協力に対しては紛争解決手続に関する規定（15章）を適用しないものと規定されている（95条1項並びに同条2項、138条及び148条）。日フィリピンにおいては、知的財産の分野における協力、反競争行為の規制、ビジネス環境の整備及び協力が紛争章の適用対象外となっている（119条4項、137条、143条及び148条）。日チリにおいては、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格・適合性評価手続、競争及びビジネス環境の整備に対しては紛争解決手続に関する規定（16章）を適用しないものと規定されている（66条、71条、171条、174条）。日タイにおいては、競争及び協力に対しては紛争解決手続に関する規定（14章）を適用しないものと規定されている（151条、158条）。日ブルネイにおいては、ビジネス環境の整備及び協力に対しては紛争解決手続に関する規定（10章）を適用しないものと規定されている（100条、106条）。日インドネシアにおいては、政府調達、競争、協力及びビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に対しては紛争解決手続に関する規定（14章）を適用しないと規定されている（138条）。日ASEANにおいては、衛生植物検疫措置、任意規格、強制規格及び適合性評価手

続に対しては紛争解決手続に関する規定（9章）を適用しないものと規定されている（42条、49条）。日ベトナムにおいては、衛生植物検疫措置、強制規格、任意規格及び適合性評価手続、競争、ビジネス環境の整備及び協力に対しては紛争解決手続に関する規定（13章）を適用しないと規定されている（49条、56条、103条、110条、115条）。

このほか、やはり締約国の事情から、特定の分野について特別の紛争解決手続規定を置いている協定がある。例えば、NAFTAはアンチ・ダンピング及び相殺関税に関する問題について、別途パネル手続を規定している（19章）。

(ii) BIT

BITにおいてはFTA/EPAと異なり、非違反申立てを認める規定は存在しない。また、少数の例外を除き、多くの協定は申立ての対象分野を特に限定していない。なお、一部の協定では、既に投資家と国家との間の紛争として国際仲裁機関に係属し、その時点で係争中の紛争については、国家間の紛争として国際仲裁裁判所に提訴することはできない旨規定している（チリートルコ12条10項、南アフリカートルコ8条8項等）。

(b) 協議前置義務の有無

大多数のFTA/EPAが、拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事国間で協議の場を持つことを義務づけており、我が国の締結している協定も、同様の規定を置いている。また、BITにおいても、すべての協定が、仲裁手続を開始する前に協議その他の友好的な方法による紛争解決を試みることを義務づけている。

(c) 紛争解決手続に適用されるルール

(i) FTA/EPA

パネル・仲裁廷などにおいて紛争を処理するためには、準拠すべき手続ルールが必要である。手続ルールの定め方については、以下の2つに大別できる。

①既存の機関の定立した手続ルールを利用することとしているもの（EFTA（附属書Tの1条6項）及びコトヌー協定（98条2項(c））は、当

事国が別段の合意をしない限りPCA（Permanent Court of Arbitration：常設仲裁裁判所）のルールを採用）

②独自の手続ルールを定めることを前提としたもの

大多数の協定は②に類似する方式を採用している。さらに、②については、すべての案件に適用されるルールを規定する協定（NAFTA（2012条1項）、FTAA（23章16条1項）、US—ヨルダン（17条3項）、韓国—シンガポール（20.9条1項）等）と、各パネル又は仲裁廷が、当該案件ごとに手続ルールを定めると規定する協定（CARICOMの仲裁手続（200条1項）、豪州—シンガポール（16章6条4項）、タイ—ニュージーランド（17.7条11項）等）に分かれる。そのほかには、極めて例外的であるが、抽象的に国際法によるものとのみ規定するものもある（CARICOMのCaribbean Court of Justiceにおける手続（217条1項））。

我が国については、日マレーシア、日シンガポール、日フィリピン、日タイ、日ブルネイ及び日インドネシアが、仲裁廷は当該EPA及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下すと規定する（日マレーシア149条1項(b)、日シンガポール144条1項(b)、日フィリピン154条1項(b)、日タイ163条1項(b)、日ブルネイ111条1項(c)、日インドネシア143条1項(b)）一方、日メキシコ及び日チリは、当該FTAに基づき設置された合同委員会が、仲裁手続全般に適用される手続規則を定めるものと規定している（日メキシコ159条、日チリ187条）。また、日ASEAN及び日ベトナムは、仲裁手続について協定中に規定しているほか、紛争当事国は、仲裁裁判所（仲裁廷のこと）と協議の上、協定中の手続規定と反しない追加的な規則及び手続を採択することにつき合意することができると規定している（日ASEAN68条、日ベトナム21条）。

(iii) BIT

BITにおいても、既存の手続ルールを利用とした協定は少なく（米国を締約国とする協定の一部に、仲裁手続はUNCITRALルールに依るとの規定がある）、各パネル又は仲裁廷が、当該手続限りの

ものとして手続ルールを定めるとしている協定が大多数を占める。

(d) 時間的制限

(i) FTA/EPA

紛争解決機関に拘束力のある判断を求める権利が締約国にあると規定されていても、最終判断を得られるまでの時間が長かったり、相手国によって恣意的に手続が長引いたりするようでは実効的な紛争解決は望めない。我が国が締結しているEPAを含め、分析の対象とした協定の多くにおいて、紛争解決手続の各段階についてそれぞれ期限が定められていたが、一部に手続の進行に関する時間的制限を明確に規定していない協定（CACM、CARICOM、EC—エストニア、EC—モロッコ等）も散見された。

(ii) BIT

対照的に、BITにおいては、最終的な仲裁判断がなされるべき期限を規定しているものは非常に少なく、分析を行ったBITのうちでは、US—チェコ、カナダ—エルサルバドル、南アフリカ—トルコの3協定のみであった。

(e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後

(i) FTA/EPA

個々のFTA/EPAとWTO協定に実質上同一または類似する権利義務を定める規定があるために、WTO協定上の紛争解決手続とFTA/EPAあるいはBIT上の紛争解決手続との双方を利用し得る状況が生じる場合がある（カナダ産軟材へのAD・CVD措置を巡る米加紛争が代表的な例）。

FTA/EPAの一部は、こうしたケースにおける他の協定上の紛争解決手続との関係について規定を置いており、その内容は以下のとおり3つに大別できる。

- ① FTA上の紛争解決手続が優先する場合があります
得るとするもの
- ② WTO協定（又はGATT）上の紛争解決手続が優先するとするもの
- ③ 申立国が自らWTO協定（又はGATT）上の紛争解決手続とFTA上の紛争解決手続のいずれ

をも選択し得ることとしているもの

①の例としてはNAFTAがある。同協定は、NAFTA及びGATTの同一規定から生じる紛争についてNAFTA締約国が他のNAFTA締約国をWTO紛争解決手続に訴えようとする場合には、事前にNAFTA締約国であって被申立国に予定されていない国に通報し、当該国がそれについてNAFTA紛争解決手続に訴える意思のある場合には、WTO又はNAFTAのいずれで処理するかについてこれらの国の間で協議し、協議が整わない場合にはNAFTA紛争解決手続で原則として処理することを規定する（2005条2項）他、NAFTA上の「環境及び省資源協定関連」規定や「衛生及び植物衛生措置」及び「規格関連措置」に関連する規定が適用される紛争については、被申立国の意思次第ではWTO紛争解決手続ではなくNAFTA上の紛争解決手続が利用される旨規定している（2005条3項、4項）。

②の事例として、EC—チリは、紛争案件がWTO協定の対象にもなりうる場合には、当該案件はWTOの紛争解決手続に付託されるとの包括的なWTO優先手続を規定している（189条3項(c)）。また、US—ヨルダン、サービス貿易及び知的財産権に関する紛争については、WTO協定上の紛争解決手続の対象となり得ない範囲においてのみ当該FTA上のパネル手続に付託できると規定している（17条4項(a)及び(b)）。

また、③の事例としては、FTAA（23章8条1項）及び「韓国—シンガポール」（20.3条1項）があり、これらの協定の場合は、いずれの手続をも自由に選択できると解される。なお、いずれも選択できるとしている場合に、一方を選択した場合には他の手続を利用することはできないとされていることが多い（例えば、韓国—シンガポール（20.3条2項））。

日本が締結しているEPAは上記③のタイプに該当し、他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する各締約国の権利に何ら制限は加えられていないが、EPA上の紛争解決手続及び他の国際協定上の紛争解決手続の双方を使える紛争について、いずれかを選択した場合には、当該紛争に関しては他の手続を利用することはできない旨が明文で規定さ

れている（ただし、日シンガポール、日フィリピン及び日タイにおいては、当事国が合意する場合は先行手続優先の原則を適用しない旨が規定されている（日シンガポール139条4項、日フィリピン149条4項、日タイ159条4項）。

(ii) BIT

BIT上の紛争については、FTA/EPAのようにWTO協定等他の国際協定上の紛争解決手続と競合することは想定されていないために、当該BIT上の紛争解決手続と他の国際協定上の紛争解決手続との関係について規定しているものは見あたらない。

(f) パネリスト・仲裁人の選定方法

(i) FTA/EPA

仲裁手続が規定されている場合、パネリスト・仲裁人の選定方法が問題となる。まずロスター（roster：候補者名簿）が作成され維持されている場合とそうでない場合がある。ロスターを作成すると規定している協定は、FTAA（23章12条）、CARICOM（205条1項）及びMERCOSURである。NAFTAも、AD及びCVDに関するレビューパネルのパネリスト候補者（附属書1901.2及び1905条4項）及び通常の紛争解決手続のパネリスト候補者（2009条）について、それぞれロスターの作成及び維持を規定している。我が国のFTA/EPAはロスターを作成するとの規定は置かれていない。

次に、パネリスト・仲裁人の具体的な選定方法についてもいくつかのパターンがある。いずれの協定においても、3人から成るパネルの場合には各当事国が1人ずつ、5人から成るパネルの場合は各当事国が2人ずつ選任するものと規定されていることが多いが、最後に選任されるパネリストの選任方法は以下のとおり分かれる。

①既に選任されたパネリストらの合意により選任されると規定しているもの（US—ヨルダン（17条1項(c)）等）

②両当事国の合意により選任されると規定するもの（NAFTA（2011条1項(b)及び同条2項(b)）等。最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出（2011条1項

(d) 及び同条2項(d)）

③既に選任されたパネリストらの合意により選任されるが、彼らが合意に至らなかった場合は最後のパネリストの選任を外部機関（例えば、タイ—ニュージーランドではICJ所長（17.5条1項及び同条3項）、コトヌー協定ではPCA（常設仲裁裁判所）所長（98条2項(b)）に委任するとしているもの

砂糖の市場アクセスを巡る米墨間のNAFTA紛争において、米国によるパネリスト選出の遅滞により、申立てから6年以上経過してもパネル審理が行われていない事例があるなど、当事国間合意に重きを置く手続には実施面で問題が生じる可能性がある。

我が国のEPAは、3人の仲裁人のうち2人がそれぞれ1人ずつ各締約国により選任された後、議長となる3人目の仲裁人を選任するにあたり、各締約国が候補者を一定人数ずつ挙げて調整を図る、との点で上記②に該当しているものの、両国が期限までに合意に達しなかった場合の最終的な第三仲裁人選定方法については、各協定で様々な規定が置かれている（WTO事務局長への選任依頼（日マレーシア148条4項、日ブルネイ110条4項、日ASEAN65条3項、日ベトナム119条）、くじ引き（日メキシコ153条6項、日シンガポール143条4項(d)、日フィリピン153条5項、日チリ180条4項、日タイ162条5項、日インドネシア142条6項））。

(ii) BIT

BITにおいては、仲裁廷は3人の仲裁人から構成され、そのうち2人については両締約国が1人ずつ選任し、議長となる3人目の仲裁人の選任方法については、先に選任された2人の仲裁人の合意によると規定するものが一般的である。

(g) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法

(i) FTA/EPA

パネル又は締約国の代表者から構成される機関が仲裁判断を決定する際の決定方法の類型は以下のとおりである。

①全員一致を原則とするが意見の一致を見ない場合には過半数の賛成により決定とするもの（韓

国—シンガポール（附属書20Aの20項）、豪州—シンガポール（16章6条3項）、タイ—ニュージーランド（17.6条3項）

②最初から過半数の賛成により決定できるとする協定（通常の多数決）（EEA（議定書33の4条）、EFTA（附属書Tの1条7項）、FTAA（23章24条3項）、CARICOMの仲裁手続（207条7項）、欧州協定の仲裁手続（114条4項）、EC—モロッコ（86条4項））

我が国のEPAについて見れば、日マレーシア（150条9項）、日シンガポール（144条8項）、日フィリピン（154条8項）、日チリ（182条3項）、日タイ（163条7項）、日ブルネイ（112条9項）、日インドネシア（144条9項）、日ASEAN（69条7項）及び日ベトナム（121条）においては、仲裁廷の裁定は全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することもできると規定されている。これに対し、日メキシコにおいては、仲裁廷の決定は過半数の賛成によるものとする規定されている（154条7項）。

(ii) BIT

仲裁廷が仲裁判断の採択その他の決定の方法については、特段の規定を置いていない協定も散見された。これは、前述のとおり分析を行った大多数のBITにおいて、手続については仲裁廷が当該案件にのみ適用されるルールをその都度定めるという規定になっていることが原因である。なお、規定があるものは、いずれも過半数の賛成により決定する（多数決）ものと定めている。

(h) 上訴手続

(i) FTA/EPA

紛争の迅速な解決という観点からは、第一次的な審理を行う仲裁廷又は締約国の代表者から成る機関における手続で判断が確定する方が望ましい。一方で、より慎重に事実を検討できるという観点からは必要に応じて上訴できる仕組みが必要となる。

大多数の協定は上訴手続を規定していない。日本が締結しているEPAにも上訴手続に関する規定はなく、仲裁廷の裁定は「最終的」なものであるとさ

れている（日マレーシア150条10項、日シンガポール144条2項、日メキシコ154条8項、日フィリピン154条2項、日チリ184条9項、日タイ163条8項、日ブルネイ112条10項、日インドネシア144条10項、日ASEAN69条8項及び日ベトナム121条）。なお、上訴手続を明確に規定しているものとしてはSAARCがあり（20条9項）、FTAAは上訴手続の規定を盛り込むか否かを検討中である。これに対し、当事国が上訴することはできないという点を明示的に規定している協定もある（韓国—シンガポール（20.13条1項））。

(ii) BIT

BITには、上訴（appeal）を規定する協定はない。

(i) 仲裁判断の履行担保手続

前述のとおり、多くのFTA/EPA及びBITは、仲裁廷は拘束力のある決定をするとし、また締約国の代表者から成る機関についても拘束力のある決定を行えるとするものがあり、その場合、問題とされた措置について何らかの是正・賠償を行うべしとの決定を受けた被申立国は、その判断を誠実に履行する義務を負うこととなる。一般的に、FTA/EPAには被申立国による仲裁判断の内容の履行を確保するための規定が設けられている。一方、BITの中でこうした履行を担保するための規定を置いているものは極めて少ない（カナダ—エルサルバドルは、履行がなされない場合、申立国は相手国から補償を受けるか、又は仲裁判断の対象となった利益と同等の利益の相手国への適用を停止することができる旨規定（13条））。

(i) 履行期限

履行期限に関する規定の類型は以下のとおりである。

①最終判断が出されてから履行までの期間を規定しているもの（FTAA（23章31条2項は、最終判断において履行期間が定められることを選択肢として想定した条文案となっている）等）

②最終判断が出されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合

には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるよう要請できると規定しているもの（韓国—シンガポール（20.13条2項(b)）、豪州—シンガポール（16章9条1項））

我が国のEPAは上記②に該当する。具体的には、被申立国は申立国に対し仲裁廷の裁定から一定日以内に（20日以内：日マレーシア（152条2項）、日シンガポール（147条1項）、日メキシコ（156条2項）、日タイ（166条2項）、日インドネシア（146条2項）、日ASEAN（71条2項）、日ベトナム（123条）、30日以内：日ブルネイ（144条2項）、45日以内：日フィリピン（157条1項）、日チリ（185条2項））仲裁判断の内容の実施に要する期間を通知するものと規定しており、申立国が被申立国から通知された期間を不服とする場合には、日マレーシア（152条2項）、日シンガポール（147条1項(c)及び同条4項(b)）、日フィリピン（157条1項）及び日インドネシア（146条2項）においては協議を経た上で、日メキシコ（156条2項）、日チリ（185条2項）、日タイ（166条2項）、日ブルネイ（114条2項）、日ASEAN（71条2項）及び日ベトナム（123条）においては協議を経ずに、それぞれ各締約国は仲裁廷に対し期間の決定を要請できるとしている。

(ii) 履行状況の監視

被申立国がパネル又は各締約国の代表者から構成される機関の最終判断に従った措置を履行しているか否か、また履行している場合の履行の状況について、その監視に関する規定を明確に設けている協定は少ない（紛争解決について規定したASEAN Protocolは、被申立国は自らの履行状況についてASEAN Senior Economic Officials' Meetingに報告しなければならない旨規定（15条4項））。我が国が締結しているEPAのいずれも、履行監視に関する明確な規定を置いていない。

(iii) 履行方法

履行方法については、WTO協定のDSU19条1項において見られるように、紛争解決機関にその提案を行う権限を付与しているかどうか1つのポイントとなる。一般的には以下の2つに大別可能である。

①履行方法（resolution）についてはもっぱら当

事国の合意に委ねるもの

②パネルが履行方法につき勧告できるとする規定を有するもの（US—ヨルダン、当事国が求めた場合、パネルは、仲裁判断で認定した違反を是正する方法について勧告することができる旨規定（17条1項(d)））

我が国においては、日マレーシア（149条1項(d)）、日シンガポール（144条1項(d)）、日フィリピン（154条1項(d)）、日タイ（163条1項(d)）、日ブルネイ（111条1項(e)）、日ASEAN（67条）及び日ベトナム（120条）は、仲裁廷は被申立国による履行の方法に関する提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができると規定しており、上記②の方式を採用している。一方、日メキシコ、日チリ、日インドネシアにはこのような規定は見当たらない。

(j) 被申立国が仲裁判断等の内容を履行しない場合の対抗措置

被申立国が仲裁判断又は最終報告書において定められた措置を履行しない場合、あるいは仲裁判断又は最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合の対抗措置については、以下の2つに分類される。

①被申立国に対する利益の適用を停止するという対抗措置を執ることができるとするもの

②申立国は被申立国から補償的調整を受けられるとするもの（EFTA（附属書Tの3条1項(a)）なお、同条項(b)は上記①をも規定しており、申立国は①及び②のいずれをも選択できる）

①については更に、申立国が一方的に対抗措置を実施できると規定するもの（NAFTA（2019条1項）、韓国—シンガポール（20.14条2項）及びタイ—ニュージーランド（17.11条1項）等※被申立国は対抗措置の程度に関する仲裁申請可能）と、パネル又は締約国の代表者から構成される機関から対抗措置を執る権限を付与されるまでは対抗措置を実施できないとするもの（SAARC（20条11項）、Bangkok Agreement（16条）、豪州—シンガポール（16章10条2項））がある。

日マレーシア（152条4項及び同条5項）、日シンガポール（147条4項(c)及び同条5項）、日メキシコ（156条4項及び同条5項）、日フィリピン（157条2項及び5項）、日チリ（186条2項）、日タイ（166条5項）、日ブルネイ（114条7項）、日インドネシア（146条6項）、日ASEAN（71条4項）及び

日ベトナム（123条3項）はいずれも、上記①の方式を採用し、かつ、実際に被申立国が履行していないとの判断が仲裁廷によりなされた場合には、申立国が一方的に相手国に対するEPA上の利益の適用停止を通知することができるとしている。

（3）国家間紛争解決手続に関する課題

我が国においては発効済みのEPAは9協定、BITは13協定と、他の先進国と比較して比較的少ない数にとどまっているが、近年の東アジア経済連携に向けた動きともあいまって、今後、我が国と他国による地域・二国間協定の締結数が増加することが期待される。

現時点では、我が国に関連するEPA及びBITの国家間紛争解決条項に基づく紛争案件は、提起されていない。しかし我が国がより広範な国々と協定を結び、より多くのビジネス・セクターがその特惠の下、活発な事業活動を展開するようになれば、EPA及びBITの解釈・適用を巡る紛争が生じる可能性はそれだけ高まる。

そのような事案が生じて初めて現実味を帯びる問題として、当該紛争案件をどのフォーラムで解決すべきか、具体的には、EPA及びBITの定める手続に拠るのか、あるいはWTOにおける手続を選ぶのか、との問題が出てくる可能性がある（特にEPA）。EPAとWTOの対象とする事象は、双方が貿易・経済活動の促進を目的とした協定であり、EPAがWTOの規定を借用している場合等、紛争がいずれの協定にも関係する場合があるからである。

このため、同一の事実に関する同一当事国間の案件が、EPA及びBTIとWTO双方のフォーラムに付託されることも可能性として否定できず、このような場合は法的に困難な問題が生じる。このとき、既判力の原則や二重訴訟禁止の原則等は、すべて紛争の同一性（国際法上、2以上の紛争が同一であるためには、それらの当事国、事実、請求原因が同一でなければならない）を前提として

おり、常に異なる協定に基づくEPA及びBTIの紛争とWTOの紛争の関係には、これらの原則は適用できない。その結果、異なるフォーラムがそれぞれ案件に相反する判断を下すという事態が生じうる（例えばアルゼンチン—鶏肉AD事件）が、それぞれの協定上の問題である以上、特別な場合以外は法的には問題にならない。

もちろん、同一事実に関するものでないにしても、相互に密接な関連性を持った事案が、異なるフォーラムに付託された場合には、大きな文脈での二国間紛争の一斉解決の観点から問題になりうる場合があることは否定できない。例えば、米国—メキシコ間における甘味料紛争では、メキシコは、メキシコ産砂糖に対する米国の市場アクセス義務違反をNAFTAパネルへ、米国は、米国産甘味料（及びそれを使った飲料）に対するメキシコの報復的な内国税賦課をWTOパネルへ付託したが、双方の紛争の関連性から、単一のフォーラムで解決されるべきであったとの指摘もある。しかし、それぞれの協定上の紛争解決手続は、あくまでそれぞれの協定の解釈適用についてのものである以上、複数の条約に関係する「争い」がそれぞれの手続で別々に処理され、全体的な「争い」の解決までに時間がかかる場合が出てくるのは、国際法の多元的構造に由来していることであって不可避であり、我々が考えなければいけないのは、それらをどのようにハンドリングするかという術である。国家間紛争解決手続の競合については、今後とも注視していくことが重要である。

＜図表8-1＞ 本章において分析を行った地域貿易協定（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）等）及び二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）

〔FTA/EPA〕

	正式名称（括弧内は略称）	本報告書における表記
1.	North American Free Trade Agreement (NAFTA)	NAFTA
2.	Free Trade Agreement of Americas (FTAA) — Third Draft Agreement	FTAA
3.	Agreement between the United States of America and the Hashemite Kingdom of Jordan on the Establishment of a Free-Trade-Area	US—ヨルダン
4.	1980 Treaty of Montevideo — Instrument Establishing the Latin American Integration Association (LAIA)	LAIA
5.	Additional Protocol to the Treaty of Asunción on the Institutional Structure of MERCOSUR	MERCOSUR
6.	General Treaty on Central American Economic Integration between Guatemala, El Salvador, Honduras and Nicaragua Signed at Managua, on 13 December 1960 (CACM)	CACM
7.	Revised Treaty of Chaguaramas Establishing the Caribbean Community Including the CARICOM Single Market and Economy	CARICOM
8.	Agreement on Trade, Economic and Technical Cooperation between the Caribbean Community (CARICOM) and the Government of the Republic of Colombia	CARICOM—コロンビア
9.	Andean Community — DECISION 563: Official Codified Text of the Andean Subregional Integration Agreement (Cartagena Agreement) 及び Treaty Creating the Court of Justice of the Cartagena Agreement	Andean Community
10.	Agreement on the European Economic Area	EEA
11.	AGREEMENT between the European Economic Community and the Kingdom of Norway	EC—ノルウェー
12.	EURO-MEDITERRANEAN AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Kingdom of Morocco, of the other part	EC—モロッコ
13.	EUROPE AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Lithuania, of the other part	Europe Agreement
14.	Partnership Agreement between the Members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the One Part, and the European Community and Its Member States, of the Other Part, Signed in Cotonou on June 23, 2000	コトヌー協定
15.	Convention Establishing the European Free Trade Association (Annex to the Agreement Amending the Convention Establishing the European Free Trade Association) (EFTA)	EFTA
16.	Agreement on Free Trade between the Government of the Republic of Kyrgyzstan and the Government of the Russian Federation	ロシア—キルギスタン
17.	Central European Free Trade Agreement (CEFTA)	CEFTA
18.	The United Economic Agreement between the Countries the Gulf Cooperation Council (GCC)	GCC
19.	Agreement on South Asian Free Trade Area (SAFTA)	SAARC
20.	First Agreement on Trade Negotiations among Developing Member Countries of the Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (Bangkok Agreement)	Bangkok Agreement

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

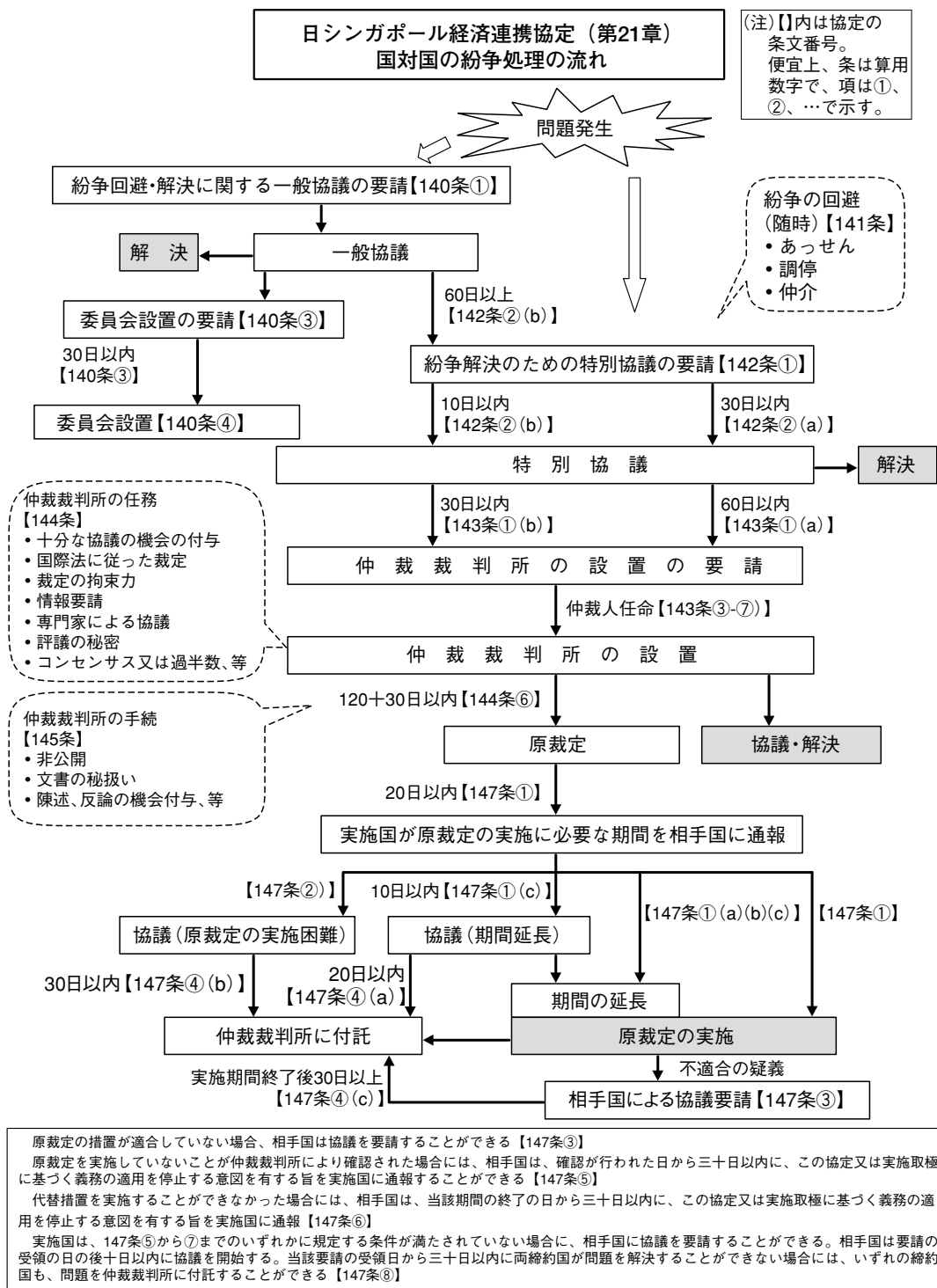
21.	Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation between the Association of South East Asian Nations and the People's Republic of China	ASEAN—中国
22.	Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Republic of Singapore	韓国—シンガポール
23.	Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA)	ASEAN
24.	Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA)	豪州—シンガポール
25.	Thailand-New Zealand Closer Economic Partnership Agreement	タイ—ニュージーランド
26.	Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA)	ANZCERTA
27.	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement (SPARTECA)	SPARTECA
28.	East African Community Free Trade Agreement	EAC

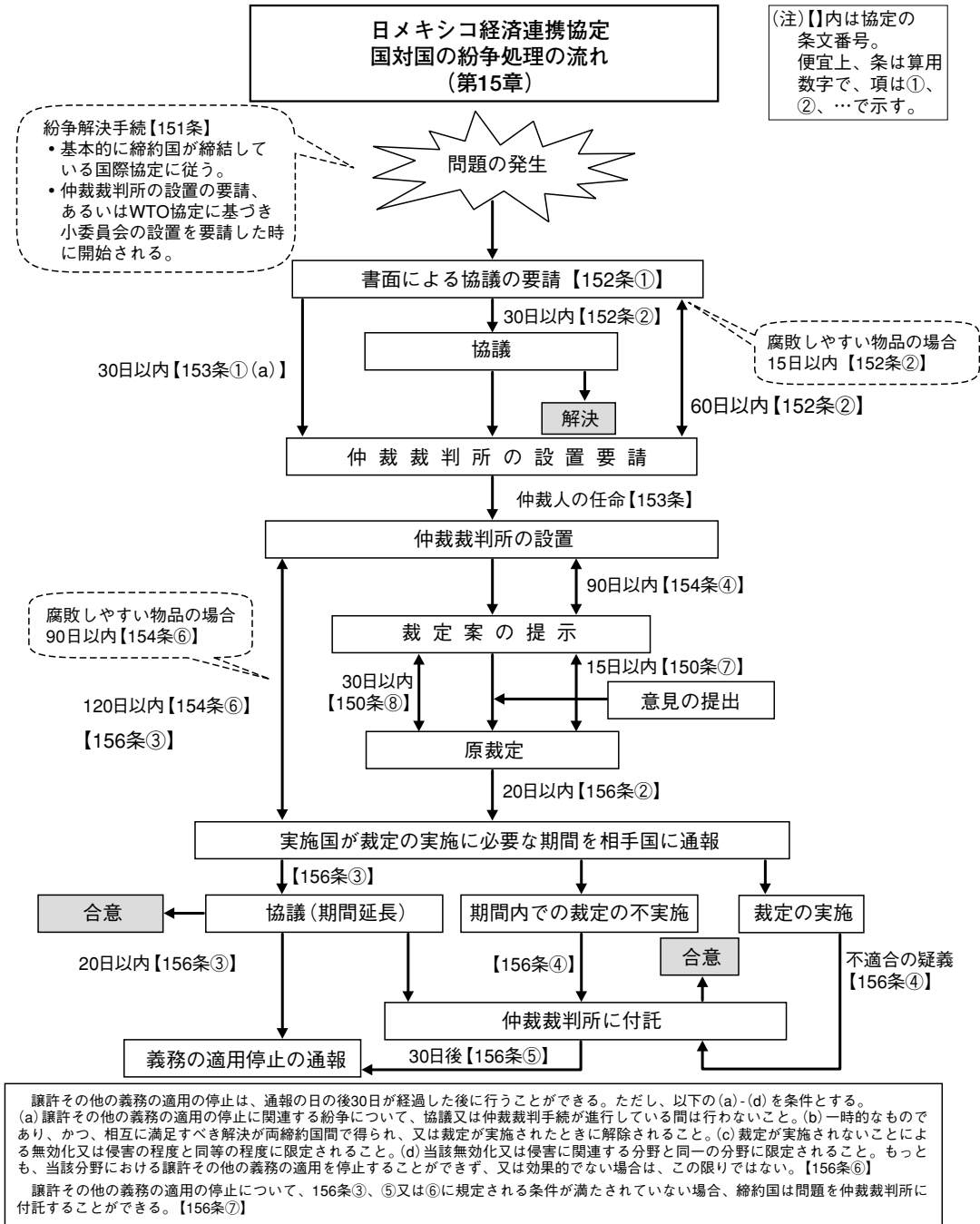
【BIT】

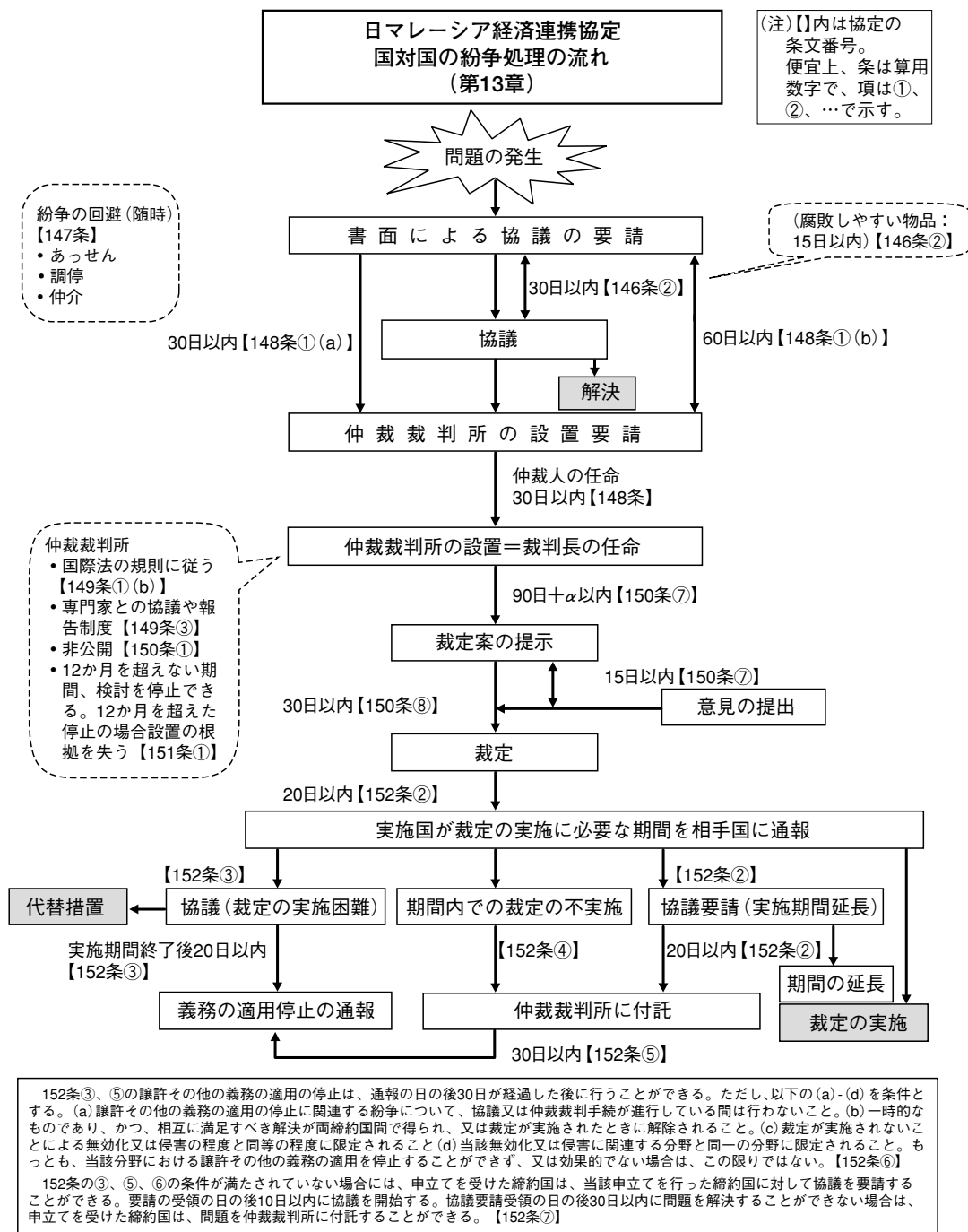
	締 約 国	締 結 日	本報告書における表記
1.	米国、チェコ	旧チェコスロヴァキアとの原協定は1991年10月22日締結。チェコとの議定書締結は2003年。	原協定：US—チェコスロバキア 議定書：US—チェコ
2.	米国、ウルグアイ	2005年11月	US—ウルグアイ
3.	フランス、香港	1995年11月30日	フランス—香港
4.	フランス、マルタ	1976年 8 月11日	フランス—マルタ
5.	ドイツ、ポーランド	1989年11月10日	ドイツ—ポーランド
6.	ドイツ、中国	2003年12月1日	ドイツ—中国
7.	イギリス、トルコ	1991年 3 月15日	イギリス—トルコ
8.	イギリス、バヌアツ	2003年12月22日	イギリス—バヌアツ
9.	カナダ、エルサルバドル	1999年 6 月 6 日	カナダ—エルサルバドル
10.	豪州、スリランカ	2002年11月12日	豪州—スリランカ
11.	メキシコ、チェコ	2002年 4 月 4 日	メキシコ—チェコ
12.	チリ、トルコ	1998年 8 月21日	チリ—トルコ
13.	韓国、スウェーデン	1995年 8 月30日	韓国—スウェーデン
14.	韓国、モーリタニア	2004年12月15日	韓国—モーリタニア
15.	中国、アイスランド	1994年 3 月31日	中国—アイスランド
16.	ロシア、ノルウェー	1995年10月14日	ロシア—ノルウェー
17.	インド、ハンガリー	2003年11月 3 日	インド—ハンガリー
18.	タイ、ドイツ	2002年 6 月24日	タイ—ドイツ
19.	ベラルーシ、フィンランド	2006年 3 月	ベラルーシ—フィンランド
20.	サウジアラビア、韓国	2002年 4 月 4 日	サウジアラビア—韓国
21.	南アフリカ、トルコ	2000年 6 月23日	南アフリカ—トルコ

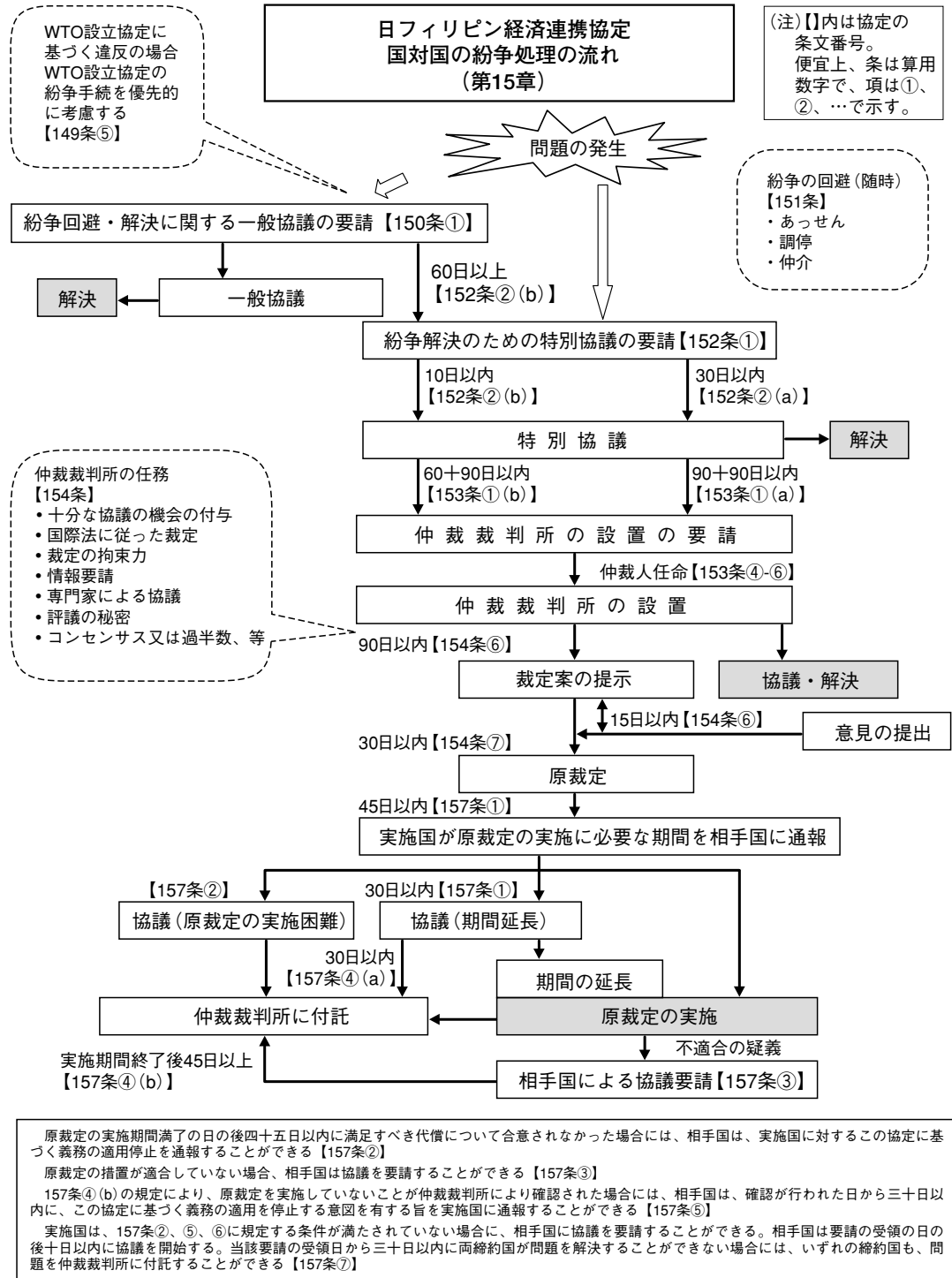
出典：UNCTAD

<図表8-2> 我が国が締結したFTA/EPAにおける紛争解決手続









＜ビジネス環境の整備＞

(1) ルールの背景

我が国企業の海外進出の進展等、企業の国際的活動の深化に伴い、進出先における現地法人を始めとする日本企業が抱える国際ビジネス展開上の様々な問題点（諸外国における産業インフラの整備、行政上の手続・決定並びに司法上の決定における透明性の向上、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等）も多様化している。こうした中、企業の抱える相手国政府のビジネス環境に関する課題について、適切に相手国政府関係者に改善を求めていくことが重要である。

こうしたビジネス環境の整備に関する課題について包括的に話し合う場合は、従来特定の協議体が設定されているケースは少なく、課題ごとに企業又は業界団体等が個別に相手国政府と協議するか、又は政府間での様々な協議の場において取り上げるといった対応が取られていた。政府間では、従来から二国間で定期的・非定期的に開催される各種の経済関係協議（規制改革対話、両国関係省庁間の定期協議等）があり、また随時機会を捉えて協議を行っていたが、特に既存のフォーラムが十分に整備されていない国との間においては、二国間の貿易・投資環境を中心とした相手国におけるビジネス環境を向上させるために政府関係者等と緊密な協議を行う場の設置が望まれていた。また個別の紛争を解決するために常時利用可能な場としては、WTOその他において法的に解決する手続が発展してきたが、協定整合性が問題でない案件を対象とできないという限界がある。たとえば、日本国政府を通じて相手国政府の政府措置の是正を求める手続として、WTOの紛争解決手続、EPAの紛争解決手続があり、また政府の行為によって被った損害の賠償を企業が求める場合には、当該国の国内裁判所のほか、投資協定の仲裁手続が利用可能であるが、これらはそれぞれの協

定整合性を問題とする場合にのみ利用可能である。このような考慮から、両国政府・企業が共に参加し、相手国の貿易・投資関連制度やその実施状況を集中して議論できる機会を設けるため、我が国の多くの経済連携協定（EPA）においては、「ビジネス環境の整備」章を設置し、相手国のビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場である「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の設置等について規定している。

本小委員会は双方の官民から参加可能であり、本小委員会を通じて、我が国企業にとっては、各社が抱える問題、1社では提起しにくい問題、業界全体もしくは進出企業全体の問題などを含めて、とりまとめて各国政府が提起することが可能である。日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日チリEPAの下の特許組みでは、すでに小委員会の開催実績があり、双方の政府から相手国政府に対して要望を提起している（但し、日タイEPAの下の特許組みでは日本側のタイ政府に対する要望のみ提起し議論した）。小委員会において取り上げることのできる事項は、貿易・投資・現地法人の活動等に関する幅広い要望をカバーしており、我が国から相手国に行った要望は、不公正貿易措置の疑いのある措置に対する改善要望の他、電力品質の向上、ガス供給不足の改善といった先方のインフラ整備環境向上の要望、通関・税務手続の改善、模倣品対策、ビザ・ワークパーミットや基準認証分野の手続迅速化の要請等多岐に渡る。小委員会では双方合意の下に議事録が作成されるとともに、相手国に要求された内容については、次回会合において対応の進捗についてフォローアップすることを約束させて確認を行う実務となっている。

なお、二国間投資協定である日ペルーBITにおいては、類似の特許組みである「投資環境改善小委員会」の設置を規定している。

(2) 制度の概要、及びビジネス環境整備 小委員会の開催実績

我が国の多くのEPAは、ビジネス環境の整備章において、ビジネス環境の整備に関する課題に協力して取り組むために締約国政府間でビジネス環境の整備に関連する幅広い事項を議論できる協議メカニズムである「ビジネス環境整備に関する小委員会」を設置することを規定している。本小委員会の機能は、詳細な規定よりは各EPAにも依るが、概ね以下の通りである。1) ビジネス環境の向上に関連する議論を行う、2) 各国に対し小委員会の所見を報告し、勧告を行う、3) 適切な場合には、勧告に対する各国における実施のレビューを行う、4) 適切な場合には、勧告を公開する、5) 勧告、並びにビジネス環境整備規定の実施および運用に関するその他の所見を協定の下の合同委員会へ報告する。本小委員会の参加者は、両国政府代表者から構成されるが、合意により業界団体等の代表者も招聘することを可能としており、協議事項に携わる企業関係者が相手国政府関係者と直接議論を行う機会ともなることが大きな特徴である。また、本小委員会は随時各国の要請に応じて調整し合意の上開催される。

また、本枠組みの下でそれぞれの政府内に連絡事務所（リエゾン・オフィスないしコンタクト・ポイント）を設置することとなっており、ビジネス環境整備小委員会開催時以外であっても、企業は、相手国政府の法令、規則等に関して照会、要望等を申し入れることができることとなっている。協定は、連絡事務所の役割を、企業から照会、要望等を受領し、これを政府関係部局に伝達し、回答を取り付け、要望等を行った相手に回答を伝達することと規定している。このように、本枠組みでは、相手国政府に照会窓口が存在し、窓口が要望等を政府内の適切な担当部局へ伝達してくれること、連絡事務所を通じて担当部局から回答を得られることが特徴である。また、連絡事務所は所見を小委員会へ報告することとなっている他、自国政府の関係部局と情報交換を行っている。各

国政府はこれらの所見も元にして小委員会で取り上げる課題を選定していくことが想定されている。

日マレーシアEPA、日ベトナムEPA、日スイスEPAにおいては、これに加え、企業等が連絡事務所へ円滑に連絡を取ることができるよう、企業からの要請等を受けて各国連絡事務所に伝達する連絡円滑化機関を指定することができることとなっている。

これらビジネス環境整備章で規定されているビジネス環境の整備に関する枠組みの概要は、以下の図のようになる。

①日メキシコEPA

ビジネス環境の整備章(第13章)において、ビジネス環境の整備に関する委員会の設置を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

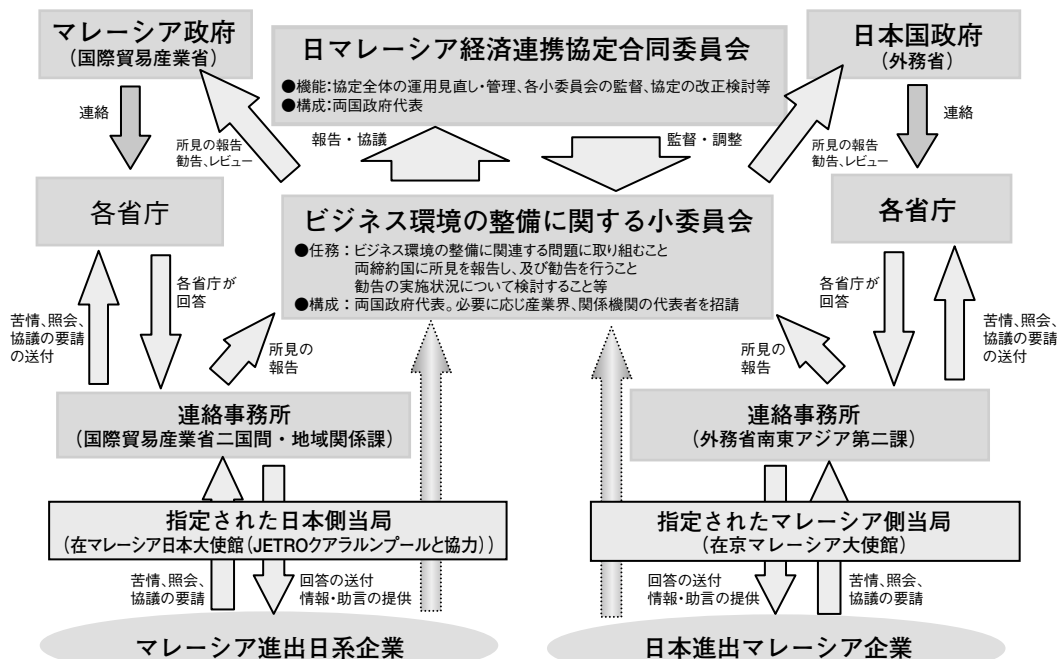
ビジネス環境整備委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在メキシコ日本大使館）、ジェットロ・メキシコ・センター、日本経団連（日墨経済委員会）、メキシコ日本人商工会議所、日系マキラドーラ協会、メキシコ政府（経済省）等が参加し開催されている。2005年4月に第1回、2006年5月に第2回、2007年5月に第3回、2008年9月に第4回を開催している。

本委員会においては、日本側からメキシコ側に対しては、経済ルールに関する事項として、模倣品等への取締強化を求めた結果、工業所有権庁（IMPT）とメキシコ日本商工会議所との間のホットライン（担当者指名）が設置された。また、日本側は、通関・税務手続改善要求を行い、その結果、中央税関のホットライン（担当者指名）が設置されている。この他、治安向上（商品輸送の盗難対策、観光地警備強化、メキシコ治安省窓口の設置）、観光関係の環境整備、インフラ整備につき要求を行い、環境改善を得ている。

また、メキシコ側からは、農産物品の輸入に係る手続改善、中小企業支援、直行航空便の就航要求があり、2006年11月よりアエロメヒコ航空が成田－メキシコシティ間に直行便が就航している。

<図表8-3> ビジネス環境の整備に関する枠組み（日マレーシアEPAの例）

※相手国・地域によって内容が異なる場合がある。



②日マレーシアEPA

ビジネス環境の整備章（第11章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、さらに現地法人等からの要望等を受領する連絡事務所の指定が義務づけられた。更に、実施取極第5章においては現地法人からの要望を先方政府の連絡事務所に引き次ぎ、また先方連絡事務所からの回答を現地法人に伝達する連絡円滑化機関の指定が想定されている。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

ビジネス環境整備小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在マレーシア日本大使館）、ジェトロ・クアラルンプール・センター、マレーシア日本人商工会議所、マレーシア政府（国際貿易産業省等）などが参加し開催されている。2007年3月に第1回、同年10月に第2回、2008年12月に第3回が開催されている。

本小委員会においては、日本側からは、電力・ガスの安定供給、環境規制（電化製品リサイクル規制（策定中）・省エネ優遇税制）の規律改善、

電気亜鉛メッキ鋼板の輸入免税枠制度の運用改善（詳細は第I部第3章を参照）、模倣品対策（別途、知的財産小委員会を開催）、治安向上（トラックハイジャック対策）等の改善要望を行い、種々の具体的な対応が得られている。

また、マレーシア側からは、自動車協力事業、農産品・食品の衛生検措置等に対する改善要望があった。

③日チリEPA

ビジネス環境の整備章（第15章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

ビジネス環境整備小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在チリ大使館）、ジェトロ・サンチャゴ事務所、日智経済委員会、日智商工会議所、チリ政府（外務省、税関）、チリ製造業振興協会等が参加し開催されている。2008年4月に第1回小委員会を行っている。

④日タイEPA

実施取極中、ビジネス環境の整備の分野での協力章（第7章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、現地法人等からの要望等を受領する窓口となる連絡事務所の指定を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

ビジネス環境整備小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在タイ大使館）、ジェトロバンコク・センター、バンコク日本商工会議所、タイ政府（投資委員会及び日本側提案議題にかかわる関係省庁・機関）が参加し開催されている。2008年9月にバンコクにおいて第1回会合が開催された。

本小委員会では開催地側が相手国から要望を受ける形で行われることとなっており、このため第1回会合では日本側からタイ側に要望を出した。議題として取り上げられた不公正貿易関連措置としては、天然石膏輸出に関して、資源枯渇を理由に輸出数量規定をおいていることに関して、GATT11条の輸出数量制限禁止に抵触する可能性があることを指摘し改善を申し入れた。また、タイが行っている熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング（AD）措置に関し、5年のAD措置期間が満了しサンセット・レビューを行っているところ、公平なレビューが行われAD措置が終了するよう要望を行っている。レビュー結果は2009年5月までには出される予定である（詳細は第Ⅰ部第3章を参照）。

この他、日本側から、インフラ整備（港湾、鉄道整備）、ビザ・ワークパーミット規制の緩和、外国人事業法の規制緩和、鉄鋼関連問題等に関して要望を伝えている。

⑤日フィリピンEPA

ビジネス環境の整備章（第13章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、小委員会が各国に置く、ビジネス環境整備について検討し所見を小委員会に報告する協議グループの設置、現地法人等からの要望等を受領する連絡事務

所の指定を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

⑥日ブルネイEPA

ビジネス環境の整備章（第8章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置について規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

⑦日インドネシアEPA

ビジネス環境整備章（第12章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、各国政府内で現地法人からの要望等の窓口となる連絡事務所の指定を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。なお、実際の運用については、投資環境整備のための枠組みである「投資に関するハイレベル官民合同フォーラム」（2004年開始）と調整しつつ行っていくことになる。

⑧日ベトナムEPA

ビジネス環境の整備章（第11章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、現地法人からの要望等の窓口となる連絡事務所の指定、連絡事務所と現地法人との間の連絡円滑化機関の指定が可能であることを規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。なお、実際の運用については、投資環境整備のための枠組みである「日越共同イニシアティブ」（2003年開始）と調整しつつ行っていくことになる。

⑨日スイスEPA

経済連携緊密化章（第13章）において、経済連携緊密化小委員会の設置、現地法人からの要望等の窓口となる連絡事務所の指定、実施取極において連絡事務所と現地法人との間の連絡円滑化機関の指定が可能であることを規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。